

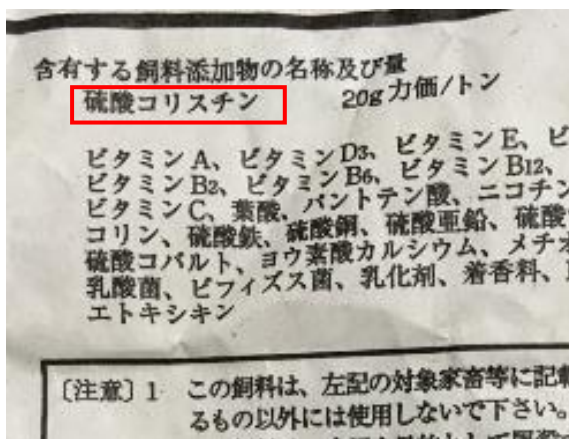


硫酸コリスチンを含む飼料の使用禁止について

ブロイラー、子豚や子牛用の飼料に含まれることのある硫酸コリスチンについて、現在、飼料添加物としての指定取消しの手続きが進められています。

施行予定日の平成30年7月1日以降は、飼料添加物として硫酸コリスチンを含む飼料を使用することは、飼料安全法違反となりますので、ご注意ください。

<表示票>



飼料の表示票に

「硫酸コリスチン」

と書かれた飼料は

平成30年7月1日

から使用できません

◆ 現在、硫酸コリスチンの添加が認可されている飼料

| 家畜の種類 | | 対象飼料 |
|--|---------|----------------------------|
|  鶏 | ブロイラー | 前期・後期用 (食用としてと殺する7日前まで) |
| | ブロイラー以外 | 幼すう・中すう用 (ふ化後おおむね10週以内) |
|  豚 | | ほ乳期・子豚期用 (~70kg) |
|  牛 | | ほ乳期用 (生後おおむね3か月以内) |